

検診

がん検診希望調査票・胸レントゲン検診受診票

平成25年度のがん検診希望調査票と胸部レントゲン検診受診票を、対象の方へ3月初旬に送付予定です。通知不要の申し出をされていた方で、今後の通知を希望される方はご連絡ください。

【問い合わせ先】健康介護支援課 52・9282

大腸がん検診の検査容器を回収しています

今年度、大腸がん検診に申し込みをいただいた方で、受診されなかった方の検査容器（未使用）を回収しています。未回収の容器料については、市の負担（1セット268円）となります。ぜひ、回収にご協力ください。

【期限】2月28日（木）
【回収場所】健康介護支援課・香北支所・物部支所
【問い合わせ先】健康介護支援課 52・9282

その他

代かき時等の注意点

稲の順調な生育と貴重な資源・河川環境を守るため、次の点にご注意、ご協力をお願いします。

- ①漏水が無い作業前にあぜと排水口を点検する。
②できるだけ浅水で作業し、田の高低を少なくする。
③田植時の落水を減らす。

【問い合わせ先】県中央東農業振興センター 53・5101

火入れについて

森林または森林の周囲1kmの範囲内において火入れをする場合は、市の許可が必要となります。許可を受けられる火入れは、地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑が目的となる場合に限りです。火入れの実施日の10日前までに申請してください。申請書は産業振興課・各支所にあります。

【問い合わせ先】産業振興課 農林班 53・1062

鏡野川・高芝井の水止めについて

水路の掃除、補修作業のため、次の期間土佐山田町鏡野川土地改良区全水系水路の水止めを実施します。大変ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

【期間】3月1日（金）午前10時止水
3月10日（日）午前10時通水
【問い合わせ先】産業振興課 農林班 53・1062

山田堰井筋土地改良区全水系の水止めについて

水路の掃除、補修作業のため、次の期間山田堰井筋土地改良区全水系水路の水止めを実施します。大変ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

【期間】3月1日（金）午前8時止水
3月9日（土）午後5時通水
※天候または、作業の都合により期間を延長することもあります。
【問い合わせ先】山田堰井筋土地改良区 52・2311

鳥を飼育されている皆さんへ鳥インフルエンザの発生を予防しましょう

鳥を飼育されている方は次のような対策を取り、鳥インフルエンザの発生を予防しましょう。

- ①飼育施設やその周囲を清潔に保ちましょう。
②飼育施設には、野鳥や野生動物が侵入しないように金網やネット（2cm角目以下が目安）をかけましょう。
③飼育施設専用の服やはき物を用意しましょう。
④飼育場の出入口に踏込み消毒槽やアルコールスプレー等を備えて、足もとや手指の消毒をしっかりと行いましょう。
消毒薬は薬局等で市販されているもので十分です。飼育している鳥が連続して死亡するなどの異常がみられた場合は、すぐに家畜保健衛生所か獣医師にご連絡ください。

鳥を飼育されている皆さんへ鳥インフルエンザの発生を予防しましょう

家畜や鳥を飼育されている方は、飼育頭数や衛生管理状況について、家畜保健衛生所まで定期的に報告することが義務づけられています。

【問い合わせ先】中央家畜保健衛生所香長支所 52・3069
【夜間・休日の連絡先】県庁代表 088・823・1111

飼育状況の定期報告をお願いします

近年、国内で高病原性鳥インフルエンザや口てい疫が相次いで発生したため、家畜や鳥の飼育状況をより正確に把握して防疫に役立てるためです。

【対象の家畜・鳥】牛・水牛・シカ・馬・綿羊・山羊・豚・イノシシ・鶏・アヒル・ウズラ・キジ・ダチョウ・ホロホロ鳥・七面鳥

飼育状況の定期報告をお願いします

【報告方法】毎年1回、2月1日の飼育状況を報告用紙に記入の上、家畜保健衛生所に提出してください。報告用紙は家畜保健衛生所または県畜産振興課にあります。

【期限】4月15日（月）
【問い合わせ先】中央家畜保健衛生所香長支所 52・3069
県畜産振興課 088・821・4553

地籍調査事業成果の土地登記完了について

次の区域について、地籍調査事業の成果である地籍図・地籍簿の登記が完了しましたので、お知らせします。

【完了区域】香美市香北町白川・五百蔵の一部（平成16年度調査地区）
【完了日】平成24年12月3日
【問い合わせ先】建設課地籍調査班 53・3118

水道水の白濁について

水道水が時々白くなることがありますが、これは取水井の水位が下がり、取水の際に空気が混ざることです。コップに入ると下から澄んでいきます。飲料水として差しつかえありませんのでご安心ください。

また、湯水期のため節水にご協力ください。
【問い合わせ先】上下水道課 53・3110



ご存じですか 米トレーサビリティ法

米トレーサビリティ法とは、問題が発生した場合などに、流通ルートをややくに特定するため、米や米加工品にかかわる事業者の方に、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。

平成23年7月に施行されたこの法律により、消費者の皆さまへは、外食店やお弁当店などの事業者の方から「当店では〇〇県産のお米を使用しています」など、お米の産地情報（国内産や外国産の別、または県名や地域名など）をメニューや張り紙等により、情報提供していただくこととなりました。

取引記録の作成・保存
平成22年10月1日より

産地情報伝達
平成23年7月1日より

【問い合わせ先】中国四国農政局高知地域センター 088-875-2153

みんなで

介護予防活動

集まっています

このコーナーでは、介護予防活動のひとつとして、市内の各地区で行われている“集い”をご紹介します。

その⑯ 宮ノ口星クラブ



健康づくりに積極的に取り組んでいます。わきあいあいの雰囲気、みんなに会えることを楽しみにしています。

日時 毎月第2金曜日
場所 宮ノ口公民館（土佐山田町）
内容 香美はつらつ体操、茶話会

その⑰ 逆川いきいき会



手作りの花飾りをつけて、敬老会でも体操を披露しました。大きな声でおしゃべりをするのが、元気の秘訣です。運動をがんばっています。

日時 毎月1日・15日
場所 逆川公民館（土佐山田町）
内容 香美はつらつ体操、茶話会

今まで健康介護支援課の取材を受けたことのない“集い”をされている方は、ぜひご一報ください。
【問い合わせ先】健康介護支援課 保健支援班 52-9282